

## VII 剰余金の使途

### (中期目標)

「Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

### (中期計画)

剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

### (年度計画)

剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

### (年度計画における目標設定の考え方)

損益計算において利益を生じたときは、必要に応じて、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に充てることとした。

### (平成 25 年度における取組)

#### ■ 剰余金の使途の整理

剰余金の使途については、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に財源充当することを予定しているが、平成25年度の機構の当期総利益約60億円は、独立行政法人通則法第44条第1項の規定により、これを積立金として整理する。

機構の利益剰余金は、主に長期借入金や水資源債券の償還と割賦負担金制度における利水者負担金の償還の条件差により生じる借換が、計画より低金利で行われたために発生したものである。

この利益剰余金は、その発生由来から利水者に還元すべきものであり、将来の金利変動に備えるほかコスト増の抑制、利水者等の負担軽減を図るための方策に計画的に活用することとしている。

### (次年度以降の見通し)

平成25年度は、当期総利益を積立金として整理し、剰余金の使途についての取組を適正に実施した。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。